

市内で新たに創業する事業者を支援します！

【令和7年度】

# しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金

渋川市では、市内での創業を支援し、産業の活性化を図ることを目的に、市内で新たに創業する事業者に対し、店舗などの改装費用等の一部を助成します。また、渋川駅を中心とした「都市機能誘導区域内」で創業する人は**補助金額を最大で10万円加算します。**

対象者  ①～⑩の条件を 全て満たす人	① 年度内に創業を行う予定の者または既に創業をした者（申請時時点 で、個人事業主は開業の日、法人は法人設立の日等から6か月以内） ② <b>特定創業支援等事業として指定する創業セミナー等※を受けてい る、または申請年度内に受ける見込みがあること</b> ③ 交付申請までに渋川商工会議所またはしぶかわ商工会が実施する創 業相談等を受けていること ④ 事業所の建物の所有権その他の使用権を有し、または有する見込み があること ⑤ 創業する事業を、補助金が確定した日から3年以上継続する意志及 び見込みがあること ⑥ 過去に渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金または渋川市 空き店舗活用開業支援事業補助金の交付を受けた者は、補助金の交 付対象となった事業所を閉店、閉業、または休業していないこと ⑦ 本補助金またはしぶかわ創業開業支援事業補助金交付要綱に基づく 補助金をこれまでに受けていないこと ⑧ 暴力団または暴力団員でないこと ⑨ 許認可、資格等が必要な業種の事業を創業する場合は、当該資格等 を既に取得し、または創業する日までに取得する見込みがあること ⑩ 市税を滞納していないこと  ※ <b>特定創業支援等事業として指定する創業セミナー等</b> 高崎商工会議所「創業塾」、群馬県商工会連合会「ぐんま創業スクール」など 詳細は産業政策課へ、お問い合わせください

補助対象事業	小売業、飲食業、サービス業その他の信用保証協会の保証対象業種
--------	--------------------------------

補助対象経費	①事業所の新設または改修などに要する経費 ②設備または大型備 品の購入費 ③広告宣伝費 ④創業に必要な官公庁への申請書類作 成等に係る経費
--------	---

補助金額	補助対象経費の1／2 上限額50万円 ※「都市機能誘導区域」内で創業したものは、 <b>最大で10万円を加算し、補助上限 額は【60万円】となります。</b> （詳細についてはお問合せください。）
------	---

交付申請時の提出書類	しぶかわde創業チャレン ジ支援事業補助金に関する 詳細は、QRコードから市 ホームページをご確認くだ さい。 
------------	--

- ・補助金交付申請書
  - ・事業計画書
  - ・事業所の位置図等
- ※申請内容によって、提出書類が異なります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



## しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金の補助対象経費は下表のとおりです。

補助対象経費の区分	補助対象経費
1 事業所の新設、増改築または改修に要する費用  ※発注業者は、原則、渋川市内に事業所を有する業者に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所となる市内の建物の購入費用または建設費用</li> <li>・事業所に係る市内の土地の購入費用</li> <li>・市内の事業所の開設に伴う増築工事、改修工事、外装工事、内装工事、設備(電気、水道、ガス、空調等)などの工事費</li> </ul>
2 設備または大型備品購入費  ※発注業者は、原則、渋川市内に事業所を有する業者に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の事業所と一体となって機能し、事業に直接関係する設備または備品(商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されている物)の購入費用およびその設置に要する費用 (注) 備品であっても個人で設置場所を移動可能な物は補助対象経費となりません。</li> </ul>
3 広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の広告および宣伝を目的としたチラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費用</li> <li>・事業の広告および宣伝を目的としたウェブサイト等の制作費用</li> <li>・事業の広告および宣伝を目的とした新聞広告、雑誌等の掲載費用</li> <li>・事業の広告および宣伝を目的としたのぼり旗、看板、掲示物等の制作費用</li> </ul>
4 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内での「個人事業主の開業手続」または法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成費用</li> <li>・設計士等に支払う、事業所等の設計に係る費用</li> </ul>

### 【申請時の注意点】

- 1 次の経費は、補助対象経費になりませんので、ご注意ください。
  - ①補助金の交付決定の前に着手しているもの ②各種保険料 ③消耗品に類する費用
  - ④リース費用 ⑤自動車等の車両の購入費用、修理費、車検費用等
  - ⑥ソフトウェアの購入費用及びライセンス費用
  - ⑦商号の登記等に係る登録免許税、定款認証料、収入印紙代その他官公署に対する各種証明類取得費用
  - ⑧汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定ができないものの調達費用
  - ⑨国、県、市等のその他団体が実施する他の補助金の交付を受けた補助対象事業に要する費用
  - ⑩その他市長が補助対象事業の遂行に必要であると認められないもの
- 2 事業所の新設、増改築若しくは改修または設備若しくは大型備品の購入をする場合の業者は、原則として市内に事業所を有する業者とする。
- 3 事業所の新設、増改築または改修に要する経費について、建物が事業所及び事業所以外（住居等）の部分を併せたものの場合は、事業所部分と事業所以外（住居等）の部分の床面積を基に按（あん）分して算出する。

### 【問合せ先】

渋川市役所 産業観光部 産業政策課 商工・産業振興係

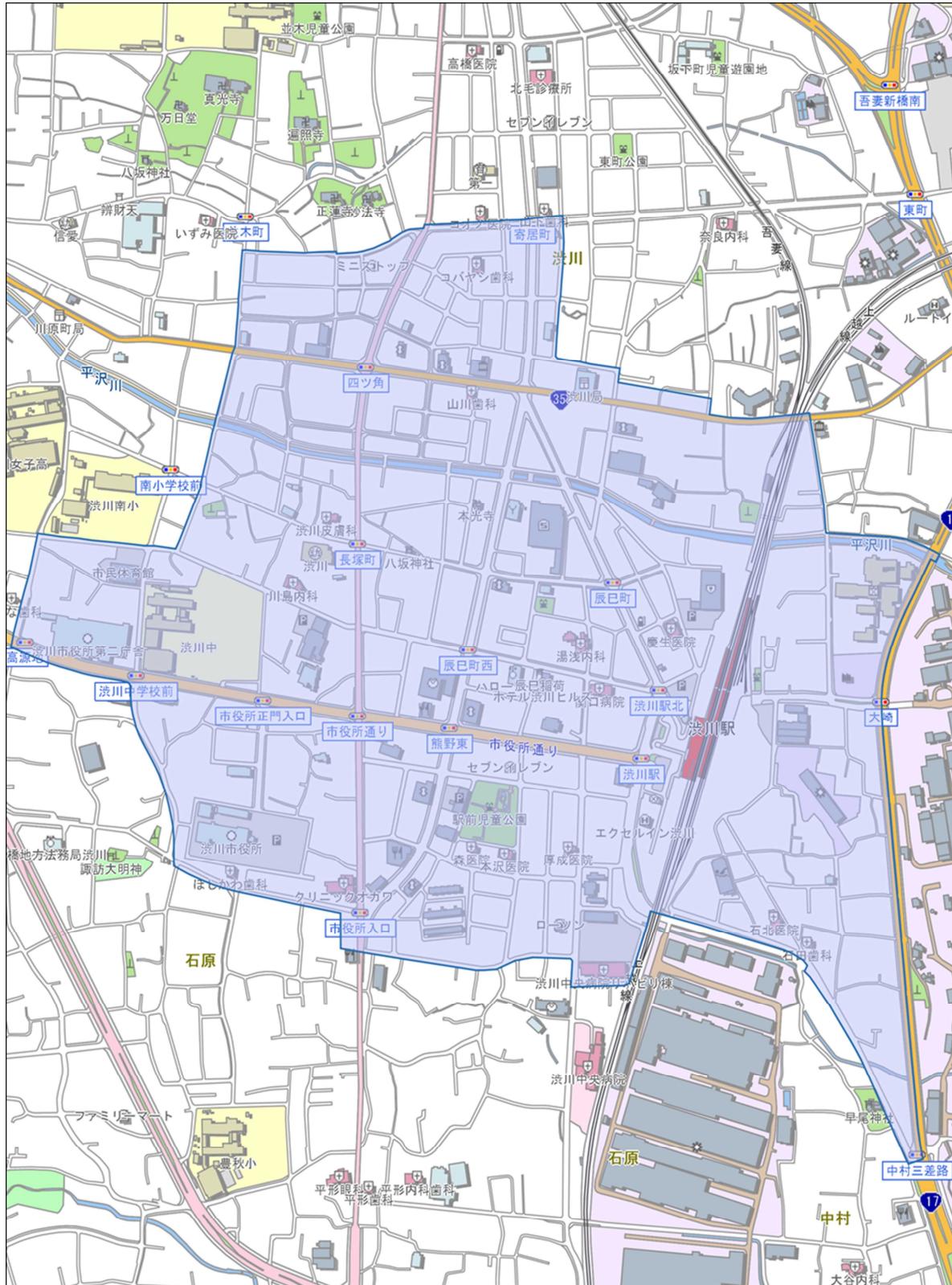
電話：0279-22-2596 E-mail : syoukou@city.shibukawa.gunma.jp

## 都市機能誘導区域（補助金加算エリア）について

下記の要件を満たす場合は、それぞれ当該限度額に5万円を加算する。（**最大10万円**）

	要件	加算額
①	下図の都市機能誘導区域内で創業する者	5万円
②	①の要件を満たす者で、当該補助金の交付申請日時点において、市内に住民登録がある個人、又は市内に法人登記をしている法人	5万円

※補助金の加算について、別途誓約書を記入していただく必要があります。





## しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金 チェックリスト

受付日 :

申請者 :

		内 容	チェック	備 考
対象者	い ず れ か に 該 当	申請年度内に市内で創業を行う予定		
		既に市内で創業した者は、創業の日から6か月を経過しない		創業 市内全域を対象
		法人を設立する場合は、中小企業基本法における中小企業者(株式、合名、合同、合資)又は特定活動を行うNPO法人である		
		<b>特定創業支援等事業として指定する創業セミナー等を受けている、又は申請年度内に受ける見込みがあること</b>		「創業塾」、「ぐんま創業スクール」等
		創業に関して、これまでに渋川市から補助金を受けていない		補助金を受けたことがある場合は要相談
		創業をする事業を、補助金が確定した日から3年以上継続する意志及び見込みがある		3年未満の閉業等は、補助金の返還あり
		渋川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない		
	対象業種	許認可、資格等が必要な業種は、創業するまでに取得する		
		<b>申請日時点で市税を滞納していない</b>		
		小売業、飲食業、サービス業その他の信用保証協会の保証対象業種である		対象外: 農業、林業、漁業、金融業など
申請前確認	対象業種	フランチャイズ契約に又はこれに類する契約に基づくものではない		
		政治活動又は宗教活動に関する者ではない		
		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律など、関係法令及び公序良俗に反していない		詳細は要綱を確認
		事業所が居住部分と併用でない(明確に区分できる場合を除く)		補助金額の按分措置あり
	事業所	事業所の所有権又は使用権を有する		親族が所有する物件であれば承諾書(任意様式)が必要
		事業所が仮設等の一時的なものでない		プレハブやコンテナハウスは不可
		事業に着手する5日前までに交付申請をする		
	日程等	<b>補助金の交付決定前に事業(工事の発注等)に着手していない</b>		
		申請年度内(3月31日まで)に創業に係る事業が全て完了する		開業、セミナー受講、支払など
		<b>都市機能誘導区域内に創業する者で以下に該当する場合、補助限度額を最大で10万円加算する</b>		要領の別図を参照
加算要件	事業所が都市機能誘導区域内である			5万円加算
	都市機能誘導区域内で創業する者が市内在住者である			5万円加算
	渋川市が実施、推進するイベントに積極的に参加すること			誓約書あり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3年以内に閉店等したときは、補助金の返還が必要</li> </ul>			返還額=(補助金額/36ヶ月)×未経過月数
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定創業支援等事業として指定する創業セミナー等を補助金の実績報告までに受講していること</li> </ul>			<b>※未受講であっても、交付申請は可能</b>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 店舗改装費や大型備品購入費の発注業者は市内業者とする</li> </ul>			広告宣伝費等は市外業者でも可能

交付申請時	必要書類 【全員】	① 交付申請書（様式第1号）		
		補助対象経費は適切か <b>諸経費、雑費などの支出が不明確なものは対象外</b>		補助対象区分を要確認
		表面の総事業費と裏面の収支予算の合計金額は等しい		
		事前に商工会議所又は商工会に相談し確認印がある		
		② 事業計画書（様式第2号）		
		③ 誓約書（様式第3号）※		※都市機能誘導区域内で創業する場合のみ
		④ 申請者の履歴書及び住所を確認できるもの（運転免許証等）の写し		申請者が個人の場合
		⑤ 事業所の位置図（住宅地図、Googleマップ等）		
		⑥ 事業所の写真（建物の外観及び内部）		事業を建設する場合を除く
		⑦ 補助対象事業に係る図面及び写真（施工前の状況）		補助対象経費区分1又は区分2の場合
必要書類 【完了報告時でも可】		居住部分と明確に区分すること		按分措置あり
		⑧ 補助対象事業に係る見積書等（工事等の内容、経費の内訳等が分かるもの）		請求内訳書など
		<b>補助対象経費区分1及び区分2の場合、市内業者か 雑費、諸経費等、不明確なものはないか あつた場合、内訳を明確にするか、対象外</b>		
		⑨ ★特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する書類		セミナー修了証等
		⑩ ★履歴事項全部証明書（法人）又は税務署に提出した開業届の写し		
		開業日または法人設立日から6か月を経過しないか		
		★事業所となる建物の所有権その他の使用権を証明する書類の写し（全部事項証明書、賃貸借契約書等）		
工事等発注後	提出書類	⑪ ★補助対象事業を実施する土地の所有権その他の使用権を証明する書類の写し（全部事項証明書、賃貸借契約書等）		建物の購入又は新設、土地の購入、土地に看板等を直接建設等する場合のみ
		⑫ ★許認可証の写し		必要業種の場合のみ
		⑬ 着手届（様式第5号）		
完了実績報告受付時	必要書類	年度内に完成する見込みがあるか		
		完了実績報告時用に、工事中の写真も準備する		補助対象経費区分1又は区分2の場合
		⑭ 実績報告書（様式第10号）		
		裏面の収入の部の合計と支出の部の合計は等しいか		
		⑮ 補助対象経費を支払ったことが分かる書類の写し（証明となる書類）		領収証、振込受付書、ATM利用控、ネットバンキング振込データ等
		⑯ 補助対象経費を支払ったことが分かる書類の写し（内訳が記載された書類）		工事内訳書、請求書、納品書等
		⑰ 補助対象事業の実施が確認できる写真（施工中、後の状況を撮影したもの）		補助対象経費区分1又は区分2の場合
		補助対象経費の実施が確認できる写真、資料等		補助対象経費区分3又は区分4の場合
		⑱ 市長宛ての請求書（様式第9号）		
		⑲ 通帳の写し等（口座情報がわかるもの）		
補助金確定後		交付申請時に未提出の書類（★マークのもの）		
		⑳ 営業報告書（様式第12号）		確定通知から1年後、2年後、3年後の計3回
		補助金確定後は、3年間、毎年営業報告を行う		

様式第1号

年　月　日

渋川市長

様

住所（法人所在地）

申請者　名称（法人名）

代表者の役職・氏名

電話番号

(日中に連絡の付く電話番号を記載してください。)

しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付申請書

しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付要領（以下「要領」という。）（補助対象者）の要件に該当することを誓約し、補助金交付審査のために市が市税の納付状況を調査することに同意します。

記

補助対象事業の内容	
総　事　業　費	円
補　助　金　の　額	円
添　付　書　類	要領別表第2（交付申請の方法、時期等関係）で掲げる書類
同　意　事　項	(1) 補助金の交付決定を受けた日から補助金が確定した日を基準日として3年が経過する日までの間において、経営形態又は事業所の運営内容に変更が予定される場合は、あらかじめ概要説明及び協議を行います。 (2) 補助対象事業が完了した日が属する年度の翌年度から3年間、毎年度、創業した事業の状況に係る報告書を提出します。 (3) 次のいずれかに該当したときは、規定する金額を市長が別に定める期日までに返還します。 ア 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 イ 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額 ウ 補助金が確定した日から起算して3年以内に閉店、閉業又は休業をしたときは、次の計算式により算出した金額。（市長がやむを得ない事情と認める場合を除きます。）（算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。） 補助金額／36×未経過月数（36か月—補助金が確定した日が属する月から閉店、閉業又は休業をした日が属する月までの月数）

(補助対象事業に係る収支予算)

収入の部

項目	予算額(円)	備考
自己資金		
借入金		
市補助金		
その他		
合計		

支出の部

項目	予算額(円)	備考
補助対象経費(a)		
その他		
	小計(b)	
合計(a+b)		

※創業相談等の内容を実施機関が記入

相談の 実施状況	実施機関名	実施機関処理欄
	相談内容	

## 様式第2号

## 事業計画書

## 1 創業に係る事業概要

氏名 (法人等の場合は名称及び代表者氏名)		電話	
住所 (法人等の場合は所在地)			
業種			
創業(予定)日	年月日		
営業時間及び定休日			
従業員数	常勤役員	人	パート アルバイト
	従業員	人(うち家族)	
	合計	人	
事業の内容 (主な取扱品、サービス内容、強みや特色、想定する客層等)			
創業までのスケジュール			
取引先 (取引先名、シェア率、掛取引の割合等)	販売先		
	仕入先		

## 2 創業に係る事業所の概要

事業所の名称			電話				
事業所の所在地	渋川市						
事業所の所有者 (いずれかに○)		申請者が所有					
		現在他者が所有しているものを、今年度中に取得予定					
		他者から賃貸又は賃貸予定					
事業所の貸主 (賃貸又は 賃貸予定の場合)	氏名		電話				
	住所						
建物構造	造 階建( 階) m <sup>2</sup> ( 坪)						
以前の使用状況等							
事業所の賃借料 (賃貸の場合)	円(月額／共益費含む。)						
その他賃借条件 (賃貸の場合)	(敷金・礼金等)						
賃貸借契約 締結予定期間	年 月 日から	年 月 日まで					

## 3 創業に係る事業所に要する土地の概要

土地の所有者 (いずれかに○)		申請者が所有					
		現在他者が所有しているものを、今年度中に取得予定					
		他者から賃貸又は賃貸予定					
土地の貸主 (賃貸又は 賃貸予定の場合)	氏名		電話				
	住所						
土地の賃借料 (賃貸の場合)	円(月額)						
その他賃借条件 (賃貸の場合)							
賃貸借契約 締結予定期間	年 月 日から	年 月 日まで					

4 創業に要する必要資金と調達方法 (千円)

必要資金		金額	調達方法	金額
設備資金	店舗、工場、機械、備品、車両等		自己資金 (補助金を含む)	
			家族、親戚、友人等からの借入れ (内訳及び返済方法)	
			金融機関からの借入れ (内訳及び返済方法)	
運転資金	商品仕入れ、経費支払資金等			
合 計			合 計	

5 創業に係る事業の収支計画 (年間)

項目		初年度	2年目	3年目
収入	売 上 高	千円	千円	千円
	補 助 金 等	千円		
	その 他 収 入	千円	千円	千円
	計 (①)	千円	千円	千円
支出	仕 入 高	千円	千円	千円
	改 装 費 等	千円	千円	千円
	賃 借 料 等	千円	千円	千円
	人 件 費	千円	千円	千円
	その 他 支 出	千円	千円	千円
	計 (②)	千円	千円	千円
収支 (①-②)		千円	千円	千円



様式第3号

年　月　日

渋川市長

様

住所（法人所在地）

名称（法人名）

代表者の役職・氏名

電話番号

(日中に連絡の付く電話番号を記載してください。)

しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金誓約書

私は、しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金の都市機能誘導区域内で創業することで加算された補助金の交付を受けるに当たり、次の事項を遵守するとともに地域経済の活性化に努めることを誓約いたします。

記

- 1 創業する事業を、補助金が確定した日から3年以上継続します。※
- 2 渋川市が実施、推進するイベントに積極的に参加します。
- 3 地域の活性化及びにぎわい創出のために、組合、団体等が実施する渋川市中心市街地活性化イベントへ積極的に参加します。
- 4 事業所の設置について、商工会議所、商工会、近隣商店街等へ情報提供することに同意し、市ホームページ等で創業情報を公開することに同意します。
- 5 補助金の返還義務が発生した場合は、速やかに返還します。

(注)

※補助金が確定した日から起算して3年以内に閉店、閉業又は休業をしたときは、加算額を含めて補助金の返還義務が発生します。



様式第5号

年　月　日

渋川市長　　様

住所（法人所在地）

申請者　名称（法人名）

代表者の役職・氏名

電話番号

(印中に連絡の付く電話番号を記載してください。)

しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金着手届

年　月　日付け 第　　号で交付決定のあつたしぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金について、事業に着手しましたので、下記のとおり届け出します。

記

補助対象事業の内容		
着手日	年	月　日
完了予定期	年	月　日
実施業者	名称	
	住所	



## 様式第9号

年　月　日

渋川市長

様

住所（法人所在地）申請者　名称（法人名）代表者の役職・氏名電話番号

(日中に連絡の付く電話番号を記載してください。)

## しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け 第　号で交付決定があつたしぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

## 記

1 請 求 金 額	円		
2 振込口座情報	金融機関名		支 店 名
	区 分	普通・当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

※ 発行責任者及び担当者（フルネーム）の連絡先（固定電話番号）をご記入ください

発行責任者：	(連絡先)
担 当 者：	(連絡先)



様式第10号

年　月　日

渋川市長

様

住所（法人所在地）

申請者　名称（法人名）

代表者の役職・氏名

電話番号

(印中に連絡の付く電話番号を記載してください。)

しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金事業完了実績報告書

年　月　日付け 第　号で交付決定のしぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金について、補助対象事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事業所の名称	
総事業費	円
補助対象経費	円
交付決定額	円
精算額	円
補助対象事業の内容	
着手年月日	年　月　日
完了年月日	年　月　日
添付書類	しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付要領別表 第3（実績報告の方法、時期等関係）で掲げる書類

(補助対象事業に係る収支決算)

収入の部

項 目	決算額(円)	備 考
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

支出の部

項 目	決算額(円)	備 考
補 助 対 象 経 費 ( a )		
そ の 他		
	小 計(b)	
合 計(a+b)		

令和7年度しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付要領  
令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		市内での創業へのチャレンジを支援し、産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的に、市内で新たに創業する者に対し、市内での創業に要する経費の一部を補助します。
内容	補助対象事業	<p>創業する事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 補助金を申請した年度内に事業が完了すること。</li><li>(2) 小売業、飲食業、サービス業その他の信用保証協会の保証対象業種であること。</li><li>(3) 創業する事業の内容が、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づくものではないこと。</li><li>(4) 政治活動又は宗教活動に関係するものでないこと。</li><li>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。</li><li>(6) 関係法令及び公序良俗に反していないこと。</li></ul>
	補助対象者	<p>補助対象事業を実施する次に掲げる条件を満たす者です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 次のいずれかの要件を満たしていること。<ul style="list-style-type: none"><li>ア 補助金の申請年度内に創業を行う予定の者</li><li>イ 既に創業をした者で、補助金の申請時において、個人事業主にあっては開業の日、法人にあっては法人設立の日から6ヶ月を経過しないもの</li></ul></li><li>(2) 特定創業支援等事業として指定する創業セミナー等を受けている、又は補助金の申請年度内に受ける見込みがあること。</li><li>(3) 補助金の交付申請前までに渋川商工会議所又はしぶかわ商工会が実施する創業相談等を受けていること。</li><li>(4) 事業所の建物の所有権その他の使用権を有し、又は有する見込みがあること。</li><li>(5) 創業する事業を、補助金が確定した日から3年以上継続する意志及び見込みがあること。</li><li>(6) 過去に渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金又は渋川市空き店舗活用開業支援事業補助金の交付を受けた者にあっては、補助金の交付の対象となった事業所を閉店し、閉業し、又は休業していないこと。</li></ul>

		<p>(7) しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和5年渋川市要綱）又はしぶかわ創業開業支援事業補助金交付要綱（令和3年渋川市要綱）に基づく補助金をこれまでに受けていないこと。</p> <p>(8) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(9) 許認可、資格等が必要な業種の事業を創業する場合は、当該資格等を既に取得し、又は創業する日までに取得する見込みがあること。</p> <p>(10) 市税を滞納していないこと。</p>
	補助対象経費	別表第1（補助対象経費関係）のとおりです。
	補助金額	<p>補助対象経費の2分の1の額とし、500,000円を限度とします。ただし、次の各号の要件を満たす場合は、それぞれ当該限度額に5万円を加算する。</p> <p>(1) 別図で示す都市機能誘導区域内で創業する者 (2) 都市機能誘導区域内で創業する者で、当該補助金の交付申請日時点において、市内に住民登録がある個人、又は市内に法人登記をしている法人</p>
	限度額	<p>この補助金の事業全体の補助限度額は、5,500,000円です。</p> <p>限度額に達した時点で、受付を終了します。</p>
交付手続等	交付条件	<p>(1) 本要領（交付決定の取消し）第1項に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとします。</p> <p>(2) 本要領（補助金の返還）第1項に該当する場合は、補助金の一部又は全額の返還を命ずることがあります。</p> <p>(3) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じなければなりません。</p>
	交付申請の方法、時期等	<p>1 補助対象事業に着手する5日前までに産業政策課へ書面の提出又はメールにて申請してください。</p> <p>2 しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、別表第2（交付申請の方法、時期等関係）に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定の時期等	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4</p>

	号)により通知します。
着手届出の方法	補助対象事業に着手したときは、速やかにしぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金着手届（様式第5号）を提出してください。
変更・廃止承認申請の方法、時期等	補助金の交付決定を受けた日から補助金が確定した日を基準日として3年が経過する日までの間において、補助対象事業若しくは創業をした事業の一部を変更し、又はこれらの事業を廃止しようとするときは、原則速やかにしぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第6号）に、補助対象事業を変更する場合は変更する内容を証する書類を添えて提出してください。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りではありません。
変更・廃止の承認	変更・廃止承認申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果をしぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金（変更・廃止）承認（不承認）通知書（様式第7号）により通知します。
概算払申請の方法、支払時期等	<p>概算払の交付を受けようとするときは、しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金概算払申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書の写し</li> <li>(2) しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付請求書（様式第9号）</li> <li>(3) 概算払に係る補助対象事業における業者等からの請求書（内訳が分かるもの）の写し</li> <li>(4) 通帳等の写し（補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）</li> <li>(5) その他市長が必要と認める書類</li> </ul> <p>適正と認めた場合は、提出された申請書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
実績報告の方法、時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から30日以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第10号）に別表第3（実績報告の方法、時期等関係）に掲げる書類を添えて、提出してください。
補助金の額の確定	実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金確定通知書（様式第11号）により交付すべき補助金の額を確定します。

請求の方法、支払時期等	しぶかわ d e 創業チャレンジ支援事業補助金交付請求書（様式第9号）にしぶかわ d e 創業チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。
補助金確定後の営業報告の方法	補助金の確定後は、補助対象事業が完了した日が属する年度の翌年度から3年間、創業した事業の状況を報告することを目的に、毎年度3月31日までにしぶかわ d e 創業チャレンジ支援事業補助金営業報告書（様式第12号）を提出してください。
交付決定の取消し	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</li> <li>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</li> <li>(3) 本要領、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</li> <li>(4) しぶかわ d e 創業チャレンジ支援事業補助金（変更・廃止）承認通知書を受けずに営業内容、業態等を著しく変更したとき。</li> <li>(5) 交付決定後、申請年度内に創業をしないとき。ただし、補助金の交付申請時に既に創業をしていた場合を除く。</li> <li>(6) 補助対象事業が、申請年度内に完了しないとき。</li> </ul> <p>2 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、しぶかわ d e 創業チャレンジ支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知します。</p>
補助金の返還	<p>1 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</li> <li>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</li> <li>(3) 補助金が確定した日から起算して3年以内に閉店、閉業又は休業をしたときは、次の計算式により算出した金額。ただし、市長がやむを得ない事情と認めるときはこの限りではありません。（算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。）</li> </ul> <p>補助金額／36×未経過月数（36か月－補助金が確定した日が属する月から閉店、閉業又は休業をした日が属する月までの月数）</p>

	<p>2 前項の規定に該当したときは、しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金返還命令書（様式第14号）により補助金の返還を求める。</p>
申請書等の様式	<p>しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）            事業計画書（様式第2号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金誓約書（様式第3号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金着手届（様式第5号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第6号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金（変更・廃止）承認（不承認）通知書（様式第7号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金概算払申請書（様式第8号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付請求書（様式第9号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第10号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金確定通知書（様式第11号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金営業報告書（様式第12号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）            しぶかわd e創業チャレンジ支援事業補助金返還命令書（様式第14号）</p>
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所産業観光部産業政策課（第二庁舎） 電話 0279-22-2596（直通） 0279-22-2111（内線4892） メールアドレス syoukou @ city.shibukawa.gunma.jp

別表第1（補助対象経費関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費
1 事業所の新設、増改築又は改修に要する費用	(1) 事業所となる市内の建物の購入費用又は建設費用 (2) 事業所に係る市内の土地の購入費用 (3) 市内の事業所の開設に伴う増築工事、改築工事、外装工事、内装工事、設備（電気、水道、ガス、空調等）等の工事費用 (4) 前各号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める費用
2 設備又は大型備品購入費	(1) 市内の事業所と一体となって機能し、事業に直接関係する設備又は備品（商品陳列棚等で建物に固定されるもの）の購入費用及びその設置に要する費用 (2) 前号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める経費
3 広告宣伝費	(1) 広告及び宣伝を目的としたチラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費用 (2) 広告及び宣伝を目的としたウェブサイト等の制作費用 (3) 広告及び宣伝を目的とした新聞、雑誌等への掲載費用 (4) 広告及び宣伝を目的としたのぼり旗、看板、掲示物等の制作費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める経費
4 創業に必要な申請書類作成等に係る費用	(1) 司法書士、行政書士等に支払う、創業に伴う申請書類作成の報酬金 (2) 設計士等に支払う、事業所等の設計に係る費用 (3) 前2号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める経費

#### 備考

- 1 次に掲げるものは、補助対象経費から除く。
  - (1) 補助金の交付決定の前に着手しているもの
  - (2) 各種保険料
  - (3) 消耗品に類する費用
  - (4) リース費用
  - (5) 自動車等の車両の購入費用、修理費、車検費用等
  - (6) ソフトウェアの購入費用及びライセンス費用

- (7) 商号の登記等に係る登録免許税、定款認証料、収入印紙代その他官公署に対する各種証明類取得費用
- (8) 汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定ができないものの調達費用
- (9) 国、県、市等のその他団体が実施する他の補助金の交付を受けた補助対象事業に要する費用
- (10) その他市長が補助対象事業の遂行に必要であると認められないもの
- 2 事業所の新設、増改築若しくは改修又は設備若しくは大型備品の購入をする場合の業者は、原則として市内に事業所を有する業者とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- 3 事業所の新設、増改築又は改修に要する費用について、建物が事業所及び事業所以外（住居等）の部分を併せたものの場合は、事業所部分と事業所以外（住居等）の部分の床面積を基に按分して算出する。

別表第2（交付申請の方法、時期等関係）

交付申請書の添付書類	備 考
1 事業計画書（様式第2号）	
2 誓約書（様式第3号）	都市機能誘導区域内 で創業する場合
3 申請者の履歴書及び住所を確認できるものの写し	申請者が個人の場合
4 事業所の位置図	
5 事業所の写真（建物外観及び内部）	事業所を新たに建設する場合を除く。
6 補助対象事業に係る図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）	補助対象経費の区分 1又は区分2に該当する場合
7 補助対象事業に係る見積書等（工事等の内容、経費の内訳等が確認できるもの）	
8 特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する書類等	
9 履歴事項全部証明書（法人）又は税務署に提出した開業届の写し	
10 事業所となる建物の所有権その他の使用権を証明する書類の写し（全部事項証明書、賃貸借契約書等）	
11 補助対象事業を実施する土地の所有権その他の使用権を証明する書類の写し（全部事項証明書、賃貸借契約書等）	事業所となる建物の購入又は新設、土地の購入、土地に看板等を直接建設等をする場合

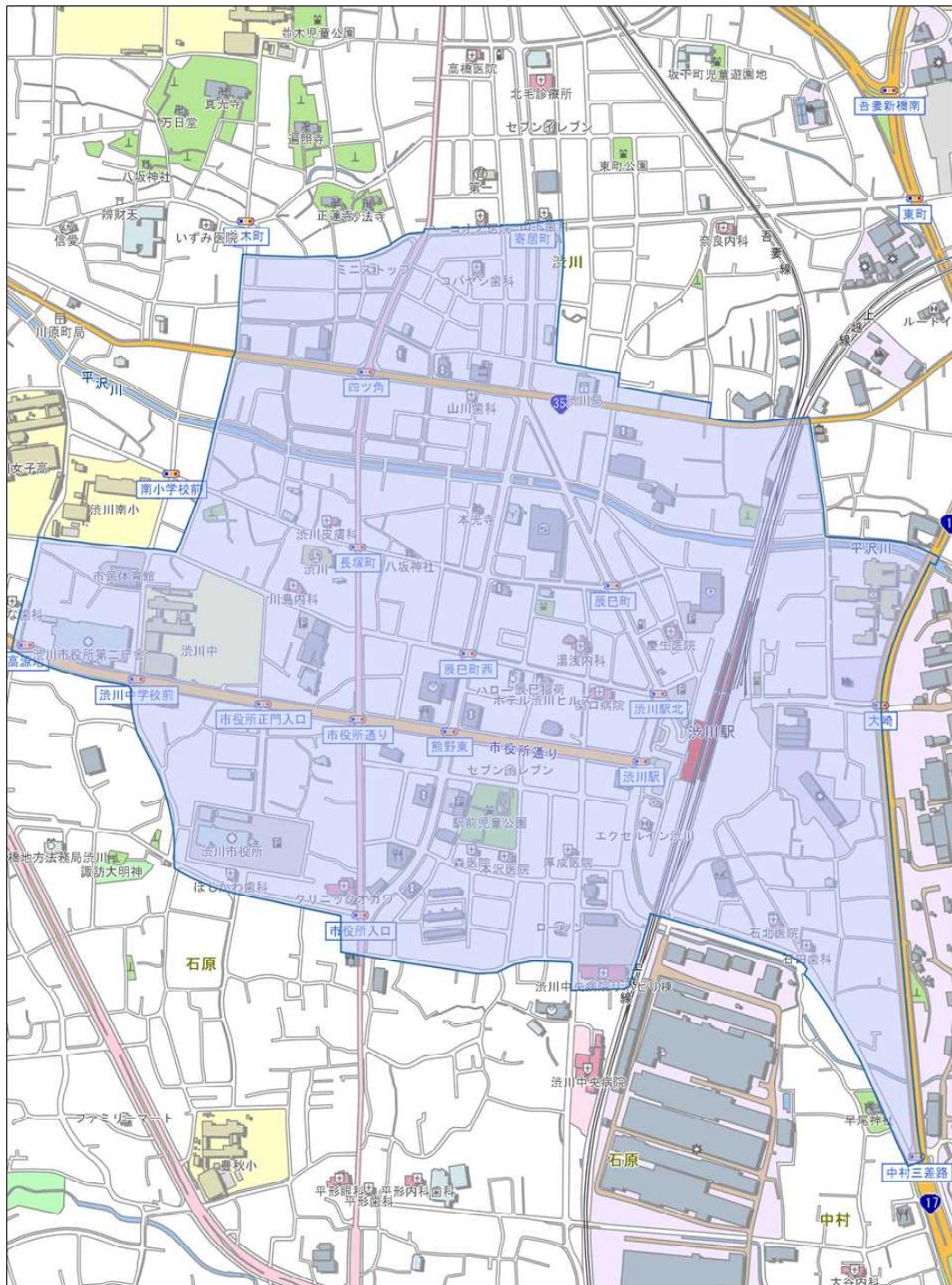
12 許認可証の写し（必要業種の場合のみ）	
13 その他市長が必要と認める書類	

【注】申請時に創業をしていない補助対象者で、「8 渋川市が発行する特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する書類等」、「9 履歴事項全部証明書（法人）又は税務署に提出した開業届の写し」、「10 事業所となる建物の所有権その他の使用権を証明する書類の写し」、「11 事業所に係る土地の所有権その他の使用権を証明する書類の写し」及び「12 許認可証の写し」を交付申請時に提出できない場合は、実績報告時に提出すること。

別表第3（実績報告の方法、時期等関係）

実績報告書の添付書類	備 考
1 補助対象事業に係る支払証拠書類（領収書、振込受付書、ネットバンキング振込データ等）及び業者等からの請求書等（内訳が分かるもの）の写し	
2 補助対象事業の実施が確認できる写真（施工中及び施工後の状況を撮影したもの）	補助対象経費の区分 1又は区分2に該当する場合
3 補助対象経費の実施が確認できる写真、資料等	補助対象経費の区分 3又は区分4に該当する場合
4 通帳等の写し（補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）	
5 特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する書類等	交付申請時に未提出の場合
6 履歴事項全部証明書（法人）又は税務署に提出した開業届の写し	交付申請時に未提出の場合
7 事業所となる建物の所有権その他の使用権を証明する書類の写し（全部事項証明書、賃貸借契約書等）	交付申請時に未提出の場合
8 補助対象事業を実施する土地の所有権その他の使用権を証明する書類の写し（全部事項証明書、賃貸借契約書等）	事業所となる建物の購入又は新設、土地の購入、土地に看板等を直接建設等をする場合で、交付申請時に未提出の場合
9 許認可証の写し（必要業種の場合のみ）	交付申請時に未提出の場合
10 その他市長が必要と認める書類	

別図（補助金額関係）



【都市機能誘導区域】

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき作成した渋川市立地適正化計画に定める都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域